

特集 こんなことができます!! 十四山支所

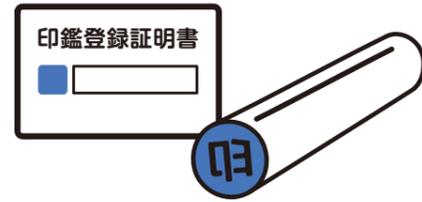
十四山支所の主な取り扱い業務は次のとおりです。詳細については、十四山支所へお問い合わせください。

1 住民異動・戸籍などの届け出



- ・住民異動届(転出、転入、転居など)
- ・戸籍の届け出(出生、婚姻、死亡など)
- ・印鑑登録の届け出
- ・マイナンバーカードの受け取り

2 証明書などの発行



- ・住民登録および戸籍に関する証明(住民票、住民票の除票、戸籍謄本・抄本など)
- ・印鑑登録証明
- ・税に関する証明(所得証明、課税証明、納税証明、固定資産評価証明など)

3 保険・年金など

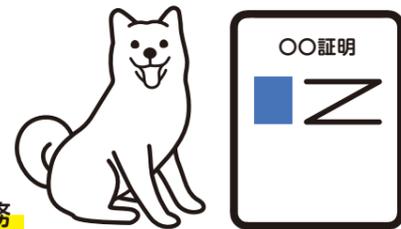
- ・国民健康保険の資格取得・喪失などの届け出および諸給付の申請受け付けならびに被保険者証の交付
- ・国民年金の資格取得などの届け出および免除申請受け付け
- ・後期高齢者医療の被保険者証再交付および各種申請受け付け
- ・福祉医療の申請受け付けおよび受給者証の再交付
- ・介護保険の資格取得・喪失などの届け出
- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の申請受け付け
- ・各種福祉手当の認定申請など受け付け
- ・自立支援医療受給者証(精神通院)の申請受け付けおよび交付



4 公金の収納

- ・市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、火葬場使用料など

5 その他業務



- ・火葬許可、火葬場利用許可申請
- ・犬の登録・死亡届、狂犬病予防注射済票の交付
- ・原動機付自転車などの登録・廃車申請
- ・フルハシ EPO(株)への資源ごみ(刈草・剪定木など)搬入指示書の発行

問 市役所十四山支所

新型コロナウイルス ワクチン予防接種のご案内

令和4年7月15日現在

4 回目のワクチン接種について※国の方針により変更することがあります。ご了承ください。

接種対象者は3回目を接種してから5カ月以上経過した60歳以上の方ならびに18歳以上60歳未満の方のうち、基礎疾患を有する方およびその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方です。3回目接種から5カ月を経過する**60歳以上の方へは、個別に予診票を送付します。18歳以上60歳未満の方で基礎疾患を有するなどし、4回目接種を希望される場合は予診票発行の申請が必要です。**4回目ワクチン接種で使用するワクチンはファイザー社製および武田/モデルナ社製です。

【4 回目の接種を希望される基礎疾患を有する方の申請について】
WEB や窓口、郵送での申請ができます。詳しくは市ホームページをご覧ください。

【3 回目の接種をご希望の方】

2 回目接種の接種終了後5カ月以上経過した12歳以上の方が対象となります。対象の方へは、予診票を順次送付しています。2回目接種より5カ月が経過して予診票が届かない場合は、市役所健康推進課までお問い合わせください。

接種のご予約は WEB またはコールセンターでできます。

新型コロナウイルスワクチン接種券の再交付およびワクチンパスポート発行、接種済証の再交付については、市役所健康推進課へお問い合わせください。

※ワクチン接種は健康観察の時間(30分程度)を含め45分から1時間程度かかります。

※転入された方で、接種を希望される方は、市役所健康推進課へお問い合わせください。

市ホームページ
新型コロナウイルスワクチン
推進室からのお知らせ

市新型コロナウイルス
ワクチン予防接種
Web予約はこちら



予約・問 市ワクチン接種コールセンター ☎66-0097(平日午前8時30分～午後5時15分)

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口・受診方法について

▼相談・受診方法

- ①発熱などの症状が生じた場合は、まずはかかりつけ医などに電話相談する。
- ②相談先が分からない場合や、かかりつけ医などで対応できない場合は、「受診・相談センター」や「電話相談体制を整備した医療機関」へ電話相談する。
- ③電話相談で案内された医療機関に電話連絡し、医療機関の指示に従って受診する。

▼受診・相談センター

電話相談窓口	電話番号	受付日時
津島保健所	24-6999	【平日】9:00～17:30 (所管区域：津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村)
夜間・休日 相談窓口	(052) 526-5887	【平日夜間】17:30～9:00 【土・日曜日、祝日】24時間体制

※診療・検査医療機関および電話相談体制を整備した医療機関につきましては、市ホームページでご確認ください。

愛知県救急医療情報センター

かかりつけの診療所などが開いていないとき、愛知県救急医療情報センターにおいても診療・検査医療機関を案内しています。

電話番号	受付日時
26-1133	(所管区域：津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村) 毎日:24時間体制